

資料 2

選定委員会

H 16.6.7

平成 1 6 年度

現代的教育ニーズ取組支援プログラム

公募要領(案)

平成 1 6 年 月  
文 部 科 学 省

## 目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
(1)	募集の対象	1
(2)	申請件数、申請者、募集内容等	1
3	選定方法等	2
4	申請に当たっての留意事項	
(1)	申請書類	2
(2)	申請手続	3
(3)	その他	3
5	その他の留意事項	
(1)	選定結果の通知	3
(2)	公表	3
(3)	取組に対する経費措置	3
6	問い合わせ先、スケジュール	4

(別紙)平成16年度 選定テーマ及び取組例等

(別添1)平成16年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム審査要項

(別添2)平成16年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム申請書(作成・記入要領)

## 1 事業の背景・目的

### [ 背景 ]

大学の個性化・多様化や国際競争力の強化が求められる中、大学における教育の質の充実や、世界で活躍し得る人材の養成は、重要な課題であり、各大学における教育面での改革の取組を一層促進していく必要があります。

### [ 目的 ]

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学等から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、財政支援を行うことで、高等教育の更なる活性化が促進されることを目的とするものです。

## 2 事業の概要

### ( 1 ) 募集の対象

今年度は以下のテーマを設定しており、それぞれのテーマに応じて、大学等としてのビジョンをもとに学長（高等専門学校においては校長。以下、「学長等」という。）を中心とするマネジメント体制の下、国公立大学、短期大学（テーマによっては大学院や高等専門学校を含む）が計画している教育プロジェクト対象として募集します。

#### 【テーマ名】

- 「地域活性化への貢献」
- 「知的財産関連教育の推進」
- 「仕事で英語が使える日本人の育成」
- 「他大学との統合・連携による教育機能の強化」
- 「人材交流による産学連携教育」
- 「ITを活用した実践的遠隔教育（e-Learning）」

なお、「特色ある大学教育支援プログラム」は、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、今日まで継続的に実施し、実績を挙げている取組を対象としていますが、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、実績の有無にかかわらず各大学等で今後に向けて計画しているもので、我が国の大学教育改革に資する取組を対象としています。

### ( 2 ) 申請件数・申請者・募集内容等

本プログラムの申請件数は、原則各大学等から1件です。ただし、今年度については、政策課題の重要性及びテーマの性質等を考慮し、次の範囲で申請できるものとします。

- ・「知的財産関連教育の推進」、「仕事で英語が使える日本人の育成」、「人材交流による産学連携教育」、「ITを活用した実践的遠隔教育（e-Learning）」のテーマの中から1件。
- ・「地域活性化への貢献」に対して1件。
- ・「他大学との統合・連携による教育機能の強化」に対して1件。

申請の際、単独大学等での取組、複数の大学等での取組の別は問いません。なお、複数の大学等が共同で行うものは、主となる1つの大学等が代表して申請することとします。

同一又は類似性の高い取組を、複数テーマに申請することはできません。

申請者及び募集内容は、別紙を参照してください。

専門職大学院については今年度は募集対象外としますが、別途「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」を計画しております。

取組の趣旨・目的、今後の計画、将来の展望等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください。

内容の詳細については、別添2「平成16年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム申請書(作成・記入要領)」を参照してください。

選定件数は、全体として申請件数の2割以内又は70～80件程度としますが、申請の状況等により調整を行うことがあります。

### 3 選定方法等

本プログラムの選定は、有識者・専門家等で構成される「現代的教育ニーズ取組選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において行われます。

選定方法等の概要は、別添1「平成16年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム審査要項」を参照してください。

なお、「地域活性化への貢献」「他大学との統合・連携による教育機能の強化」の各テーマについては選定の過程で、申請書をもとに面接審査等が行われる場合があります(本年度は、月旬頃の予定)。面接審査等の対象となった大学等に対しては、別途、選定委員会よりその旨の案内をいたしますので、申請書の内容について責任をもって対応できる申請担当者等においては対応可能な状態にしておいてください。

### 4 申請に当たっての留意事項

#### (1) 申請書類

別添2「平成16年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム申請書(作成・記入要領)」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長等から文部科学大臣あてに申請してください。

なお、申請書は記載もれの事項がないよう十分留意してください。記載もれ等があった場合、選定対象とされないこともあります。

(2) 申請手続

申請書類の提出は、郵送で、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送し、平成16年 月 日（ ）～ 日（ ）の期間内に必着するようにしてください。

【提出部数】

「平成16年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム申請書」・・・50部

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1  
文部科学省高等教育局内  
現代的教育ニーズ取組選定委員会事務局  
\*テーマ名を封筒に朱書きで記載してください。

(3) その他

申請書提出後の差し替えや訂正は認めません。また提出された申請書について、不備がある場合、選定対象とされないことがあります。

提出された申請書は返還いたしませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

## 5 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

選定された大学等には、学長等あて選定結果を通知します。

(2) 公表

募集締切後、申請大学等名及びテーマ名を公表する予定です。また、選定された取組については、内容についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集の作成、フォーラムの開催を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学等にご協力いただくことがあります）。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

(3) 取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公私を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しております（私立とは設置者が学校法人のものに限る）。

ただし、選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により経費措置されている場合は、本プログラムからの経費措置を受けることはできません。

経費の範囲、申請等についての詳細（「大学改革推進等補助金交付要綱」、「平成16年度大学改革推進等補助金（大学改革推進経費）取扱要領」）は、文部科学省ホームページに掲載しております。

## 6 問い合わせ先・スケジュール

### 《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1  
文部科学省高等教育局（文部科学省仮庁舎6階）  
電話：03-5253-4111（代表）

（\*以下のテーマに関する問い合わせは、「大学振興課」（内線3319）へ）

- 「地域活性化への貢献」
- 「知的財産関連教育の推進」
- 「仕事で英語が使える日本人の育成」
- 「他大学との統合・連携による教育機能の強化」

（\*以下のテーマに関する問い合わせは、「専門教育課」（内線2502、2992）へ）

- 「人材交流による産学連携教育」
- 「ITを活用した実践的遠隔教育（e-Learning）」

### 《スケジュール》

申請書の提出期間

平成16年 月 日（ ）～ 日（ ）（必着）

選定結果の通知（予定）

平成16年 月 旬

未定稿

【平成16年度 選定テーマ及び取組例等(案)】

地域活性化への貢献
(趣旨・目的) 大学が、地域社会の活性化に資するため、その文化や経済と結びついた特色ある教育活動を展開し、その人的・物的資源を活用して、自治体等と一体となつて行う取組を選定し、支援を行う。
(対象) 大学：大学全体、学部、大学院研究科で行う取組 短期大学：短期大学全体、学科で行う取組
(事業規模) 15,000千円以内/年 (財政支援期間) 2～3年間以内
(関連する法律、審議会答申及び提言等) 21世紀の大学像と今後の改革方針について(H10.10.26 大学審議会答申) 大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン(H13.6.11 文部科学省) 新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成(H14.8.30 人間力戦略ビジョン) 530万人雇用創出プログラム(H15.6.10 530万人雇用創出促進チーム) 地域再生推進のための基本方針(H15.12.19 地域再生本部)
(取組例) 地域の文化や経済を活かした人材養成プログラムの開発。 学生参加型の地域課題へのボランティア活動支援事業。 地域社会におけるIT化(情報技術)教育活動。 地域活性化のための学生教育の一環としての生涯学習プログラムの実施。

(注)「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

<p>知的財産関連教育の推進</p>
<p>(趣旨・目的)          大学における知的財産及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進を目的とし、適切な技術及び知識を有する人材養成に資する取組を選定し、支援を行う。</p>
<p>(対象)          大学：大学全体、学部、大学院全体、大学院研究科の取組          短期大学：短期大学全体、学科の取組</p>
<p>(事業規模) 15,000千円以内/年          (財政支援期間) 大学は4年間以内、短期大学は2年間以内の継続支援</p>
<p>(関連する法律、審議会答申及び提言等)          知的財産基本法(平成14年法律第122号)          コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(H16.5.28成立)          新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成(H14.8.30 人間力戦略ビジョン)          知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(H15.7.8 知的財産戦略本部)          知的財産戦略について - 研究開発・知財戦略・標準化戦略の一体的推進及び大学等の知的財産活動の活性化のために - (意見)(H15.6.19 総合科学技術会議)          知的財産推進計画2004(H16.5.27 知的財産戦略本部)</p>
<p>(取組例)          知財教養教育の展開。          (芸術系・理工系学部等における)知的財産マインドの醸成に繋がる有機的カリキュラムの編成。          (法律系学部等における)知的財産関連科目の設置と展開。          全学的プロジェクトチームによる知的財産関連教育用教育研修資料の開発及び教育活動の実施(全学的知財リテラシー教育)。          コンテンツの創造、保護、活用の側面を複合的にとらえた教育プログラムの導入。          (理工系学部、芸術系学部における)コンテンツプロデュース関連カリキュラムの創設。          ビジネス(経済・経営系学部)と法律(法律系学部)との連携による知的財産等科目に特化した人材養成プログラムの開発。          知的財産の保護と活用の観点からアプローチする学部の設置及び設置した学部のカリキュラムを全学的に取得できる教育システムの開発(設置経費への補助ではない点に注意)。          大学等内外での知的財産関連活動への学生の参加。</p>

(注)「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

## 仕事で英語が使える日本人の育成

### (趣旨・目的)

大学における英語教育の抜本的向上を目的とし、「仕事で英語が使える」人材の養成を行える大学の取組を選定し支援を行う。

### (対象)

大学：大学全体、学部の取組

短期大学：短期大学全体、学科の取組

(事業規模) 20,000千円以内/年

(財政支援期間) 大学は4年間以内、短期大学は2年間以内の継続支援

### (関連する法律、審議会答申及び提言等)

21世紀の大学像と今後の改革方針について(H10.10.26 大学審議会答申)

グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(H12.11.22 大学審議会答申)

「英語が使える日本人」の育成のための行動計画(H15.3.31 文部科学省)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(H14.6.25 閣議決定 経済財政諮問会議)

### (取組例)

職業人として国際通用性のある語学力を習得するために、専門科目の半数以上を英語により行うカリキュラムの開発。

海外でのフィールドワークや共同研究を展開できるカリキュラム開発。

(英語の習得だけでなく)異文化体験を通じた国際的な視野を身につけるための、長期(1セメスター以上)の海外留学プログラムの実践(学生の旅費は補助できない点に注意)。

在学期間全体を通じた教養・専門科目(英語の講義を聞き、英語で考え、英語で自分の意見を述べ、論文やレポートを書くなどの)の体系的カリキュラムの開発。

(文学部等での英語(専門科目)を履修しながら)さらに新しい分野として、キャリア開発の学問領域についての関心を伸ばすため、一定のまとまりを持ったキャリア開発科目群による学習を展開。

英語教育の方法としての「目的別クラス化」されたクラスにおける専門職業テーマの採用。

注)「目的別クラス化」とは、会話中心、速読中心やテーマ・分野など目的別にクラス編成を行っている場合をいう。

(注)「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

## 他大学との統合・連携による教育機能の強化

### (趣旨・目的)

大学間の統合及び相当規模の連携により、きめ細かな教養教育等を実施するなど、教育機能の充実・強化を図る新たな教育の取組を選定し、支援を行う。

### (対象)

大学：統合後3年以内の大学で行う取組（統合の場合）。

学問分野の相互補完に関する取組を構想しているグループ（大学・短期大学・高等専門学校）で行う取組（連携の場合）。

短期大学：統合後3年以内の短期大学で行う取組（統合の場合）。

学問分野の相互補完に関する取組を構想しているグループ（大学・短期大学・高等専門学校）で行う取組（連携の場合）。

(事業規模) 20,000千円以内/年

(財政支援期間) 2～3年間以内

### (関連する法律、審議会答申及び提言等)

21世紀の大学像と今後の改革方針について(H10.10.26 大学審議会答申)

新しい時代における教養教育の在り方について(H14.2.21 中央教育審議会答申)

大学(国立大学)の構造改革の方針(H14.6 文部科学省)

### (取組例)

統合による教養教育機能の強化に対する取組。

学問分野を補完する共同教育プログラム開発。

同一県内大学等による全県的単位互換制度の導入による学問分野の相互補完プログラム(同一ブロックも可)。

(注)「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

## 人材交流による産学連携教育

### 1 (趣旨・目的)

インターンシップの高度化や大学での重点的な教育システムの開発等創造的な人材育成のための教育プログラムを産学共同で開発・実践する取組を選定し、支援する。

### 2 .(申請の条件等)

インターンシップは、大学、短期大学、高等専門学校が、学生や企業との窓口など組織体制整備を行うことが明確である取組を前提とする。

(対象) 大学全体、学部、大学院全体、大学院研究科、短期大学全体、高等専門学校全体、短期大学・高等専門学校の学科の取組

### (事業規模)

インターンシップは、10,000千円以内/年  
以外の産学連携教育は、30,000千円以内/年

(財政支援期間) 2年間以内

### (関連する法律、審議会答申及び提言等)

21世紀の大学像と今後の改革方針について (H10.10.26 大学審議会答申)

グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(H12.11.22 大学審議会答申)

教育改革国民会議最終報告 - 教育を変える17の提案 - (H12.12.22 教育改革国民会議)

新しい時代における教養教育の在り方について (H14.2.21 中央教育審議会答申)

新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成 (H14.8.30 人間力戦略ビジョン)

「若者自立・挑戦プラン」(H15.6.10 若者自立・挑戦戦略会議)

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (平成10年法律第52号)

産業技術力強化法 (平成12年法律第44号)

### (取組例)

#### インターンシップ

長期的なインターンシップを実施するために必要な大学等の環境 (企業開拓、派遣方法、単位認定方法、指導方法、周知活動、成果普及等) を充実・強化する。

#### 以外の産学連携教育

大学等を拠点として、産業界の優秀な人材を積極的に活用しつつ、産学が共同で先端的・実践的な人材育成を行うための教育プログラムを開発する。

(注)「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

## I Tを活用した実践的遠隔教育（e-Learning）

### 1（趣旨・目的）

大学等におけるI Tを活用した特色ある教育方法やカリキュラムの開発に資するため、独創的なe-Learningの取組を選定し、支援を行う。

### 2（申請の条件等）

- （1）本テーマにおける「e-Learning」とは、『インターネット』でいつでもどこでも学習できることを前提とするものを対象。（正規の教育課程としての取組を目指すことを前提。）
- （2）本テーマによる成果物については、サーバーに蓄積し、オンデマンドで提供できるように権利処理を確立して行うことが前提。
- （3）本テーマによる成果物の流通を飛躍的に促進させるためのメタデータ（各コンテンツにインデックスデータを付加することによりインターネット上に分散するコンテンツでも一元的に管理でき、利用者がコンテンツの所在を意識することなく必要な情報に簡単にアクセスできるようにするもの。国際標準にも対応。）情報を付加することが前提。
- （4）本テーマによる成果物の普及促進を図るため、成果物であるコンテンツは一般公開を前提として、文部科学省が利用許諾を受ける権利を有することを前提に公募。
- （5）なお、採択機関に対しては、著作権処理に関するノウハウ、技術的サポート等、e-Learning全般について各種サポートを検討中。

（対象）大学全体、学部、大学院全体、大学院研究科、短期大学全体、高等専門学校全体、短期大学・高等専門学校の学科の取組

（事業規模） 30,000千円以内/年

（財政支援期間） 3年間以内

（関連する法律、審議会答申及び提言等）

アジア・ブロードバンド計画

（H15.3.28 総務省、公正取引委員会、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

e-Japan 戦略（H15.7.2 I T戦略本部）

e-Japan 重点計画－2003（H15.8.8 I T戦略本部）

（取組例）

文科系又は社会科学系大学（学部）と理工系大学（学部）等との連携によるe-Learningプログラムの開発

アジア地域内の高等教育機関との連携によるe-Learningプログラムの開発 等

（注）「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。